

第 3 部

国による推進方策

学校施設の津波対策や避難所としての防災機能の強化については、学校設置者が防災担当部局等の関係者と連携しつつ取組を進めることが重要であるが、学校設置者における取組が進むよう、国としても以下の方策を講ずる必要がある。

(1) 学校施設整備指針における学校施設の津波対策や避難所としての防災機能関連規定の改正

文部科学省は、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した学校施設整備指針を学校種ごとに策定し、地方公共団体等の学校設置者に示している。

本報告を踏まえ、学校施設整備指針における学校施設の津波対策や避難所としての防災機能に係る規定を充実させる必要がある。

(2) 学校施設の防災機能に関する実態の把握と優れた事例の普及啓発

文部科学省は、学校施設の津波対策や避難所となる防災機能の整備状況等について実態を把握するとともに、防災機能の強化を図った学校施設に関する内外の優れた事例を収集し、研修会等を通じ、学校設置者等に対し広く普及啓発を図っていく必要がある。

(3) 関係府省との連携による防災担当部局等への働きかけ

文部科学省は、内閣府・消防庁等関係府省と一層連携して、学校設置者及び学校における津波対策や避難所としての防災機能強化の取組が円滑に行われるよう、防災担当部局等に対し働きかけていく必要がある。

(4) 防災機能の強化推進のための財政措置の充実

国は、津波被害の発生に備え、学校施設の高台への移転を始めとする津波対策に対し、財政支援を図る必要がある。また、学校設置者が、児童生徒等の円滑な避難のための避難路や備蓄倉庫の整備など、学校施設の防災機能の強化を図ることができるよう、費用負担の更なる軽減を図る必要がある。

(5) 災害に強い学校施設づくりの推進

国は、本報告において検討の対象とした学校施設の津波対策や地域の避難所としての防災機能の整備の推進はもとより、非構造部材も含めた耐震対策、停電時でも使用可能な太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の整備、長寿命化改修等を進め、災害に強い学校施設づくりを総合的に推進する必要がある。

おわりに

東日本大震災から約3年が経過し、被災地において、多くの学校の復旧方針が決定し、用地取得や造成工事の段階に移行したものもあるなど、復興の兆しが見え始めている。一方、今もなお、27万人の方々が避難生活を送っており、校庭等にも仮設住宅が立地され続けていることにより教育活動と避難生活が共存している学校や、新校舎建設までの仮設校舎での教育活動が余儀なくされている学校がある。

また、我が国は、世界的に見ても、自然災害が多発する地域に位置しており、これまでも地震や津波による被害を度々受け、今後も、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等が起こることが想定されているなど、自然災害の発生を避けて通ることはできない。



図表終-1 世界震源分布 (©東京大学地震研究所 2006-2011、©東京カートグラフィック株式会社 2006-2011)

こうしたことを踏まえ、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないよう、私たちはこの大震災で得た教訓をしっかりと後世に引き継がなければならない。

このため、学校施設を子供たちの防災教育のための実物大の教材として活用することや、地域住民も含めた日頃からの防災訓練の場として活用することなどを念頭に、子供たちや教職員、地域住民の意見を取り入れながら、防災機能を備えた学校施設の整備を進めていくことが重要である。

このことが学校施設そのものの防災機能の強化のみならず、子供たち、教職員、地域住民の防災意識の向上や共助による地域全体の防災力の向上にもつながる。

つまり、学校の防災力の強化が地域のコミュニティの強化へ、ひいては、地域の防災力強化へとつながるものである。

本調査研究協力者会議としては、本報告書が子供たちやその保護者、地域住民にとって安心できる、災害に強い学校施設の整備の一層の推進に寄与し、我が国の最重要課題である防災・減災の一助となることを切に期待するものである。